



子宮頸がん(HPV)ワクチン接種はお済みですか？

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性のキャッチアップ接種が今年度で終了します。

ウイルス感染で起こる子宮頸がん

子宮頸がんのほとんどがHPVウイルスの感染で生じることが発見されています。子宮頸がんの原因となるタイプは少なくとも15種類あることが分かっています。

日本では小学校6年～高校1年相当の女性（定期接種対象者）を対象に、HPVワクチンの接種を公費（無料）で提供しています。

HPVワクチンの接種を逃した方（キャッチアップ対象者）へ

次の2つを満たす方が、キャッチアップ対象者です。

- ①平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性
- ②過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない

※過去に接種したワクチンの種類や接種時期については、母子健康手帳などでご確認ください。

接種可能な時期について

キャッチアップ対象者は、令和7年3月末まで公費（無料）で接種できます。

今年度が最終年度です。3回の接種を完了するまでに6カ月かかります。3回接種するためには9月までに初回接種をする必要があります。

県外で接種する方

市内に住所がある方で、県外で定期接種、キャッチアップ接種をされる方は、**事前に申請**することで、償還払いにより予防接種費の一部または全額を助成することができます。

●**申請に必要なもの**= 予防接種実施依頼書交付申請書（市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し）

HPVワクチン任意(自費)接種費用償還制度について

HPVワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、任意（自費）で接種した方に費用の償還を行っています。

●**対象者**=キャッチアップ接種対象者で、令和4年8月31日までに国内で2価もしくは4価ワクチンの任意（自費）接種を受けた方（※9価は対象外）

●**申請に必要なもの**=申請書（市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し）、接種したことが分かる母子健康手帳などの写し、接種費用の分かる領収書などの原本（無い場合は市の定める額）

●**申請期日**=令和7年3月31日(月)まで

問／福祉事務所子育て支援係 ☎ 72-1123（内線563）

ハッピースマイル

ありかわ あむ
有川 雅夢くん
(令和5年5月17日生)

たくむ いぶき
有川 拓夢・海吹さんの長男(大東地区)

元気いっぱい誰とでも仲良くするあむくん。感情表現も豊かでよく笑っています。最近は少しずつ歩けるようになり、また、フォークを使って自分で食べられるようになったりと成長を感じられてうれしいです。いろいろなことに挑戦して優しい人になってね。大きくなったら家族で釣りをしに行こうね。

子育て INFO

『子ども予防接種』

●**麻しん風しん(MR)・おたふくかぜ2期・HPVワクチン・日本脳炎**の個別通知を4月、5月にしております。母子健康手帳を確認の上、早めの接種をお願いいたします。

●**5種混合ワクチン**

令和6年4月1日より定期接種で5種混合の接種が始まりました。

5種混合とは、4種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)にヒブワクチンを加えたものです。

●**対象年齢**: 生後2カ月～7歳6カ月に至るまで

●**対象者**: 基本的に4種混合、ヒブワクチンを1度も受けていない方

※4種混合、ヒブワクチンを1度でも受けた方は、残りの必要回数も原則として4種混合、ヒブワクチンを接種してください。

「歯と口の健康週間」

6月4日(火)から10日(月)は歯と口の健康週間です。この週間は、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着や歯科疾患の早期発見、早期治療などを徹底することにより歯の寿命を延ばし、健康の保持増進を目指すものです。

【串間市のこどもの歯と口を守るための取り組み】

- フッ化物塗布**…1歳6カ月児・2歳児歯科・3歳児健診の対象者および未就学児の希望者に対して、健診日に実施（串間市公式LINEもしくはお電話【☎72-1123】で予約受付）
- フッ化物洗口**…実施希望のある市内保育園などおよび市内全小中学校で実施

【串間市のむし歯の状況】

本市の12歳児1人平均むし歯数は0.43本で、県0.76本、全国0.56本(R4年度)と、県・国と比べ、むし歯数が少ない状況です。今後も取り組みを継続していき、数値のさらなる改善へ努めます。ご家庭でも歯と口の健康づくりにご協力をお願いします。



障がい児通所支援サービスのご紹介

発達などに困り感があったり、身体的に障がいのある児童などが利用できるサービスをご紹介します。

サービス利用までの流れ

①相談・申請

福祉事務所自立支援係または相談支援事業所に相談します。



②調査

調査員が対象となる児童、保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

③サービス利用計画案の作成

相談支援事業者がサービス利用に関する計画案を作成し、提出します。

④支給決定

サービス利用計画案や申請内容などをもとにサービスの支給量や有効期間などが決定され、「障害児通所支援受給者証」が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥サービス利用開始

受給者証を提示してサービス利用を開始し、原則として利用者自己負担額（1割）を事業者に支払います。

⑦サービス利用の見直し

相談支援事業者が、定期的にサービスが適切かどうかモニタリングを行います。また、支給決定された有効期間の満期がくると、継続してサービスを利用するか見直しを行います。

【サービス費用】

原則として1割負担となります。ただし、本人（世帯）の所得状況に応じて自己負担額に上限が設けられています。※満3歳になった後、3年間は、児童発達支援などの自己負担額が無償となっています。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

【その他】

各種手当や福祉用具購入助成なども行っています。詳しくは福祉事務所自立支援係へお問い合わせください。

問／福祉事務所自立支援係 ☎ 72-1123（内線502）

【障がい児通所支援サービス】

●児童発達支援

未就学児の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児に放課後または夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児の自立を促進その他必要な支援を行います。

●短期入所

児童福祉施設などへ短期間の入所をし、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。

●障がい児相談支援

さまざまな相談に応じ、また、障がい児通所支援サービスを利用する際の計画を作成し、サービス利用をサポートします。

【対象者】

次のいずれかの要件を満たす18歳未満の児童が対象となります。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの児童
- ②特別児童扶養手当などを受給中の児童
- ③医師の診断により、サービスの利用が必要とされる児童

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のうち交付を受けているもの

※いずれも交付を受けていない場合、医師の診断書などが必要になります。

